

3-1. 高校・大学間の情報共有（全体）

（1）情報共有のための基本的理念について

日本の高等教育においては、近年、障害のある学生に対する各種の支援が急速に普及し始めており、制度の整備（支援センターの設置等）や支援スキルの向上（PCノートテイク等）も進みつつある。平成 21 年度「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態結果報告書」（日本学生支援機構、平成 22 年）によると、全国の高等教育機関には 7,103 名の障害のある学生が在学している（全学生の 0.22%）。大学の 73.3%、短期大学の 32.7%、高等専門学校の 81.3%に障害学生が在籍しており、在籍している大学の 79.0%、短期大学の 52.7%、高等専門学校の 75%が何らかの授業支援を行なっていると回答している。

同時に、障害のある生徒が高等教育機関への進学を希望する例も増えてきているようだ。今回の調査では、同志社大学学生支援センター障害学生支援室によるアンケート調査にそれを裏付ける資料がある。例えば、平成 20 年に高等学校 112 校から寄せられた回答では、「近年、障害のある生徒の進学意欲向上を感じるか？」との問いに対して、「はい」が 58 校（52%）、「いいえ」が 2 校（2%）、「わからない」が 52 校（46%）という結果が示され、全体的に進学意欲の高まりを示唆させる。

その一方で、大学側の受け入れの現状を見ると、障害のある学生の受け入れについて、未だに“受け身”の形に留まっていることが多く、より積極的に高等学校・特別支援学校との連携を考慮することが少ないと言っても良いであろう。高等教育機関側がこのように“受け身”の形で留まる限り、これからも増加することが予想される障害のある生徒の受験・入学に対する合理的・効率的対応が難しいのではなかろうか。そして、そのしわ寄せが、受験・入学する障害学生とその周囲の方々に集中することは避けられないだろう。

そうした事態を防ぐためにも、受験生・教育機関・保護者に対する十分な情報提供が保障され、受験・進学前後に学生・保護者と大学・短期大学間で相談の機会が確保されている必要がある。環境政策における“予防原則”のように、大学等の高等教育機関は障害のある生徒が受験・入学することを自明のこととしてあらかじめ予測した上で、各種の制度・体制を整えることが必要である。こうした高大連携のシステムを整えてこそ初めて、個々の生徒・学生にあわせた“オーダーメイド”の支援ができるはずである。こうしたシステムの整備は、大学側にとっても、障害学生の入学へ時間的な余裕をもって対応することを可能にすることで、結果的に、より低いコストで効率的な支援が可能となるメリットがもたらされられると思われる。

さらに、こうした教育体制は障害学生以外の一般学生に対しても大きな教育効果を持っているはずである。まず、①障害のある学生も含めて、マイノリティを受け入れていくことにより、本来あるべき多様性を許容し、多文化共生社会の実現につながる。その上で、②障害のある学生にも対応した教育は、一般学生にとっても理解しやすい優れた教育内容につながることになり、大学全体の FD の向上につながるからである。

（2）受験生・高等学校・特別支援学校から見た大学教育

（i）障害のある受験生・保護者・高校等の教員が感じる不安

今回の調査においては、広島大学アクセシビリティセンターが行なったヒアリング

調査等において、障害のある生徒が高等教育機関に進学しようとする場合、以下の4つの不安を感じていることが報告されている。

- ①入試そのものに対する不安：「入試自体を受けることができるのか？」という疑問に加えて、「大学側に入試の相談をすること自体が、入試判定において不利に働くのではないか？」等の心理的な制約が受験者、保護者、高等学校・特別支援学校等の教員に働くことは十分に考えられる。実際、高等学校・特別支援学校へのアンケート調査においても「障害についての情報を提示することが、受験に不利に働くのではないか」という恐れについて言及されているケースもある。その一方で、大学側からは「高等学校がすべての情報を明らかにしないのではないか？」という意見もないわけではない。こうしたいわば相互不信の状態は、受験生にとって不利な結果をもたらしかねないことは言うまでもない。
- ②入学後の修学上の不安：受験生はさらに「高等教育機関での勉強についていけるのだろうか？」という不安にかられる。これには「大学における相談窓口はどこか？」「どこまで支援を受けることができるのか？」等の具体的な不安もふくまれている。とくに普通高校においてインクルージョン・インテグレーション教育で学んでいる障害生徒の場合、ほとんどが特別の修学支援を受けた経験がないまま大学に入学するため、自分がどんな支援を受けることができるかさえも理解しにくい状態にある場合が多い。この問題の改善には、大学での教育および支援の実体を、受験生・保護者・高等学校・特別支援学校の教員の方々に広く広報するシステムが必要である。
一方、「どこで調べて良いかわからない」「どこに相談すればよいかわからない」という問題は、障害学生のみならず、一般学生にとっても重要なことである。障害のある学生も含めて学生全体に対して、これらの点を明確に説明・案内するシステムを整備することは、たんに障害学生の支援にだけ留まらない、大学全体のFDの向上にとって重要なことであると言えるだろう。
- ③学生生活への不安：受験生はまた、それまでの高等学校・特別支援学校での環境とまったく異なる環境、とくに「高等学校のようにクラスやホームルームがない状態で、はたして学生生活に適応できるかどうか？」という大きな不安を感じざるを得ない。さらに自宅周辺に障害のある学生を受け入れることができる大学が存在せず、下宿生活を始めなければならないような場合、勉学の苦労に加えて、日々の生活の維持も負担となってくる。修学支援に加えて、学生生活一般への適応に対する情報も、受験生の不安を取り除くために必要となってくる。
- ④就職への不安：大学に進学できたとしても、そこでの勉学をこなしながら、「近年長期化が著しい就職活動等に果たして適応できるかどうか？」という点も大きな不安要因である。例えば、同志社大学学生支援センターによる高等学校へのアンケート調査でも、「障害のある生徒を進学させるにあたっての不安」についての質問に対して「就職支援」をあげた高校も多く、高校側としても大学卒業後の就職に大きな不安を抱いていることがわかる。関西学院大学キャンパス自立支援課が行なったアンケートの自由回答でも、「大学がはたして障害のある学生の就職支援をしているのか、わかりにくい」という意見も寄せられている。

障害のある学生の就職活動にどう支援していくかについては、大学単独では解決が難しく、大学の枠を超えてハローワークや学外団体との連携もはかる必要があるが、受験生にもそうした状況を伝えて、入試の際の不安を取り除くとともに、受験の際の判断基準に加えてもらう必要もあるだろう。

(ii) 実際の受験・入学の経緯、ならびに受験生にかかる負担

それでは、障害のある生徒は実際にどのような過程を経て、受験・入学をしているのであろうか？ 今回の調査では、東京大学先端科学技術研究センターが行なった「障害学生の受験経験」では、時系列に沿った個別経緯が詳しくまとめられている。その結果をまとめると、

- ①障害の説明および理解を得られることの難しさと、そこに由来する本人の負担の大きさ
- ②法律的裏付けがないまま、特別措置申請をすること自体への心理的負担
- ③障害種別ごとの特別措置の決定に伴う種々の困難等が指摘されている。とくに現在のシステムでは、大学入試センターと各大学での校別入試ごとに特別措置の申請をしなければならず、その手続き自体に受験者（そして保護者）に過度の負担を強いているようだ。

この現状を改善するためには、国に対しては法的・制度的保障が求められる。また、大学入試センターに対しては特別措置についての手続きの負担の軽減のため、申請手続きの早期化、簡素化、合理的制度設計が求められている。

一方、各大学については、まず大学側からの積極的な情報開示が求められる。それと同時に、障害の種類や程度ごとに多様なケースがあり、入試課等の一般的な業務を担当する部署では対応は難しい。したがって、障害のある受験生から問い合わせがあった場合、通常の入試課ではなく、入学後の修学支援等に対応する特定部署に情報を一元的に集め、入試課と支援担当部課との協力のもとに、細かな対応を調整するシステムを整備しなければならない。こうして、障害のある受験生ができるだけ早い段階で高等教育機関からの情報に接しながら、スムーズに相談窓口にコンタクトすることができる制度設計が必要となってくる。

(iii) 高等学校・特別支援学校からの要望

(i) ~ (ii) でまとめた不安・負担に加えて、受験生・保護者・高等学校・特別支援学校からは、「大学での支援について、その実態が見えてこない」という不満が大きいようだ。今回の調査においても、広島大学アクセシビリティセンターからの報告で Web 情報とともに「顔が見えるネットワークの構築、口コミ情報の拡充」の重要性が指摘されている。

関西学院大学キャンパス自立支援課が行なった高等学校・特別支援学校へのアンケート調査において、具体的にあげられた要望は以下のようにまとめられる。

- ①授業での支援の紹介に留まらず、学生生活でもどこまで支援があるのかが知りたい。
- ②卒業時の就職活動にどのような支援が提供されているのか知りたい。つまり、障害のある学生のキャリア・パスまで考慮した上での、相対的な情報提供をお願いしたい。

③障害の種類によっては、現在住んでいる地域から通学できる範囲に、受入可能な大学があるかという情報が必要である。

こうしたデータを、地域ごとにある程度一括して情報提供することで、受験生が自らにもっとも適合した高等教育機関を選択することができるシステムの構築が必要であろう。

ところで、関西学院大学が行なったアンケート・ヒアリング調査の結果等では、インクルージョン・インテグレーション教育等を実施している一般の高等学校と特別支援学校の間で、障害のある生徒をとりまく環境が異なっている実態が明らかになった。したがって、この両者に対してある程度異なる対応を考えておくべきかもしれない。

とくに、受験を希望する生徒の数自体が少なく、受験ノウハウ等も乏しくなりがちな特別支援学校等からは、そもそも「合格するための各教科の学力レベルが分からない」「現在の教師では受験指導をすることが難しい」「学力をつけるための取組があれば紹介してもらいたい」等の意見が寄せられた。

このように一般の進学体制から取り残された形になっている特別支援学校の現場で、高等教育への進学を希望する生徒へどんな情報を提供しながら、進学するに足る基礎学力を身に付けさせる教育方法を指導する工夫が必要となってくるであろう。そこで、次の(3)では、関東地区にある聴覚・視覚に障害のある人を対象とした国立大学(2学部、収容定員360人；ここではE大学と仮称する)のケース等を参考資料としてあげながら、より積極的に障害のある生徒への進学準備への対応策についても触れることにする。

(3) 障害のある生徒のための高等教育機関への進学準備の対応

(i) E大学ならび今回の調査結果

本節では、大学と受験生間の情報共有・進学準備がもっとも進んでいた例として、上述のE大学のケースを参考資料として取り上げたい。このE大学はいわば特殊ケースとも言えるが、ヒアリング調査では様々な手段で障害学生からの情報交換を進めていることがわかった。

受験生のタイムラインにそって紹介すれば、

- ①特別支援学校からの見学
- ②特別支援学校等へのミニ説明会等での相談、同じく出張講座
- ③大学での高校生向け公開講座(1週間の合宿形式の短期授業)
- ④高等学校へのセミナーなどでの(高校教員からの)相談
- ⑤オープンキャンパスでの個別相談
- ⑥入試前後の「視聴覚検査」の際の面談
- ⑦入学試験等での面談
- ⑧入学時の担任との個別面談

等の様々な機会に、個々の生育歴・教育歴等もふまえて、個別ごとにケースを把握していく作業を実施しているとのことである。ヒアリングにおいては、こうした対応にくわえて、アメリカ合衆国の大学等で設置されているような進学準備コースの整備の重要性が指摘されている(次節で詳述)。

当然、こうしたシステムは「障害のある学生の受け入れ」という E 大学の個別的ミッションをベースとして成り立っている。これをすべての大学で整備することは当然困難である。しかし、これをモデル・ケースとして、できるだけスムーズに障害学生の受験・入学を受け入れるシステム整備を考えた場合、例えば個々の大学の枠組みを超えて、地域的なネットワークの中で障害のある高校生・特別支援学校生への説明会、あるいは模擬授業等のシステムを整えることもまた考えても良いかもしれない。

今回の調査でもいくつか実例が散見できる。例えば、広島大学アクセシビリティセンターでは、本調査で「アクセシビリティリーダー」資格を取得済みの学生を特別支援学校等に派遣した。その結果わかったこととして、

- ①派遣のニーズが非常に高い。
- ②障害のある児童・高校生にとって、進学不安を軽減する効果が期待できる。
- ③小中高の教員と大学教職員間に相談しやすい関係を構築できる。

等の効果があったとしている。

同志社大学の学生支援センターにおいても、今回の調査において、障害のある高校生を対象に大学における講義保障体験（授業体験）を実施した。その結果、参加した生徒からは「授業時間の長さ」「授業内容のレベル」等の戸惑いも寄せられたが、高校生ならびに同行した進路指導等教員の方々からは「大学の講義を受ける不安が非常に／まあまあ解決された」という回答がほとんどで、「実際に大学教育の場に足を運んで得たもの」は大きいと結論づけることができた。今後、こうした取組を普及するにあたっては、国からの補助等の検討も考えられるかもしれない。それでは、次に諸外国の例を紹介しよう。

(ii) アメリカ合衆国における進学準備コースの例

上記の E 大学でのヒアリングでは、こうした現状を根本的に改善するためには、アメリカの事例が参考になるという意見だった。そこで今回の調査結果から、宮城教育大学による先進諸国での高大連携の実態調査等をベースに、アメリカ合衆国の大学、あるいはろう学校や地域のセンターにおいて展開されている事業について紹介する。実例として、以下のようなケースがあげられていた。

- ①ロチェスター工科大学 NTID (National Technical Institute for the Deaf) : 4年間大学で学ぶための準備コースを設置している。
- ②オーロニ大学 Deaf Preparation Program(DPP) : 聴覚障害学生に対して、現在の学力が低くても、“将来”に移行する選択肢が得られるように、様々なプログラムを提供している。
- ③PEPNet-West 等の NPO による情報提供や啓発活動の充実により、障害のある学生が自立や大学生活に適応できるように支援する。
- ④カリフォルニア州立フリーモントろう学校等では、高校2年頃から大学や職場への移行をめざして、カウンセリングやトレーニングのプログラムを実施している。卒業後もフォローアップの体制をとっている。
- ⑤ロサンゼルスろうコミュニティセンターでは、高校生の親とネットワークを作って、親が子どもの自立や移行を支えることができるようなワークショップや情報提供を

行なっている。

今後、日本においても、このような高等学校（あるいは地域の団体）と大学の間の移行コースの設置等も検討されてもよいかもしれない。また、そこまで整備できなくても、地域での公開講義あるいは出張講義のような形で、相互に現状を理解する試みが必要かもしれない。宮城教育大学による調査報告においても、大学進学を希望する障害生徒のニーズに応じた入学前の学習支援やチューター派遣、準備プログラムの実施、大学の授業や修学支援のイメージが把握できるような Web コンテンツの開発、ワークショップの開催などが提言されている。

(4) 高大連携のシステムについて

(i) 提案のベース

本節では、(1)～(3)に述べてきたことをもとにして、(ii)に述べるような高大連携システムの整備を提案したい。提案のベースとしては、次の4つのポイントをあげられる。

- ①障害のある生徒の進学上の不安をできるだけ解消する。
- ②高等学校ならびに特別支援学校等と大学・短期大学間の円滑な情報共有・伝達を目指す。
- ③受験あるいは進学にあたって、予想される様々なトラブルをできるかぎり解消することを目指す。
- ④大学・短期大学においては、教職員に対する障害学生支援についての情報提供、理解・啓発に努める。

(ii) システム

受験生の情報収集・相談・受験・入学のタイムラインから考えて、以下のようなシステムを提案する。なお、このシステムは「障害のある生徒の進学の促進・支援」という枠組みを超え、(高等学校・特別支援学校からの要請にもあった)入学後の勉強とさらに就職支援までも考慮にいったものである。

第1段階：第三者機関による（地域をベースにした）高等教育機関における修学支援等に関する情報公開、それに対する受験者・高校側のチェック

↓

（第1.5段階：障害のある受験生対象のラーニングセンター・準備コースの設置）

↓

第2段階：各大学による情報公開とそれに基づく受験前面談

受験生にとっては受験対象（大学・学部・学科）の選択（特に専門職と結びついた学部・学科の場合は慎重を期す）。

↓

第3段階：受験前後の相談・受験・入学受け入れのための事前説明・調整（具体的な受験・入学説明）

↓

第4段階：入学以降の修学支援（発達障害等の場合は「障害の発見→対処」も含む）



第5段階：就職教育・活動、インターンシップ（学外諸機関、企業との関係も必要）



第6段階：（可能であれば）就職後のフォロー・モニタリング

(iii) システムの各段階での概要

第1段階：

情報を発信するためには“第三者機関”の設定が必要かもしれない。この第三者機関の可能性としては、①日本学生支援機構、②地域の大学間ネットワーク、③障害学生修学支援ネットワーク拠点校を中心としたネットワークがあげられる。当然のことであるが、こうしたネットワークを確立するためには、日本学生支援機構、拠点校、他大学間の関係・位置づけを明確化する必要がある。

ところで、高等学校・特別支援学校からのアンケートでは、身体に障害のある生徒の場合、遠くの地域の大学への進学をためらう傾向も見てとれた。したがって、こうしたネットワークはある程度“地域”ごとにまとまったものとして機能するのが望ましいかもしれない。すなわち、障害のある生徒にとって、「自宅等から通学可能な範囲で、その障害について受け入れ可能な高等教育機関が存在しているかどうか？」という情報提供をまず保障することが必要かもしれない。

さらに情報公開の内容については、全国レベルでの提供情報の標準化が必要であろう。これには、第三者機関がある程度のガイドラインを作成、各大学に提示することが望ましいと思われる。地域ごとに、各大学の支援の取組を公表することで、受験生に選択してもらおう。さらに、各大学の相談窓口を明記することで、早い段階での支援担当者とのコンタクトを保障する工夫が必要である。

第1.5段階：

アメリカ合衆国での事案を参考に、とくに受験情報・ノウハウ等の知識が乏しい特別支援学校等や、インテグレーション教育を受けた視聴覚に障害のある生徒のために、必要に応じて“準備コース／ラーニングセンター”の立ち上げも検討される必要がある（参考：ロチェスター工科大学 NTID（National Technical Institute for the Deaf；聴覚障害学生のための大学進学準備コース））。

例えば、地域の教育系大学等に、こうしたコースを設置し、そこで進学準備をしながら、最終的に自らの適性にあった大学を受験・進学をおこなうというようなシステムの整備も考慮されるべきかもしれない。

また、今回、同志社大学等で試みられた障害のある高校生の大学への授業参加、あるいは広島大学で試みられた修学支援の経験を積んだ学生の高等学校・特別支援学校等への派遣等について、国からの支援等が検討されてもよいのではなかろうか。

第2段階：

第三者機関等からの情報提供を受けて、受験生が志望する各大学の支援担当者／教員と早い段階で事前相談を行なうことが望ましい。特に、関西学院大学の調査において薬学系単科大学でのヒアリング調査から浮かび上がったように、医学・薬学系等の専門職種と密接に結びついた学部の場合は、障害の種類に応じて適切な進路相談に乗

る等の対応が必要である。拠点校等をベースに、地域単位での進学相談の説明会、あるいは窓口を設けることも検討されるべきであろう。

この段階で必要なものとしては、

- ①各大学において、入試前に実質的な事前相談を受けるため、“支援担当窓口”に直接誘導する学内システム：受験生向けホームページのトップ等に“窓口”を明示する必要がある。第三者機関がガイドラインを作るのが望ましい。
- ②各大学が受験生・保護者に伝えるべき内容について、ある程度の標準化：第三者機関がガイドラインを作るのが望ましい。
- ③事前面談等において、生徒の出身高等学校・特別支援学校との連携：とくに、障害のある生徒の受け入れに“生育歴”は重要である。こうした情報について、高校とのスムーズな受け渡しのシステム構築が望ましい。

第3段階：

従来的高等教育機関の障害学生の受け入れは、この段階で始まっているわけであるが、第2段階で受験希望者と早めの相談が実現しているケースにおいては、むしろ手続きのなものになるかもしれない。その一方で、この段階で初めて大学に接触する受験生も存在する。したがって、この両者に対応するシステムを整備する必要がある。

この段階で必要なものとしては、

- ①上記のように説明内容についてのスタンダード化によって、メニューで受験生が大学を選別できるような情報提供が望ましい。
- ②学内システムの整備、とくに入試課と障害学生支援担当の部局間のスムーズな連携が必要である。入試課に障害のある受験生等の情報が入った場合、直ちに障害学生担当につなぐ等の一元化されたシステムを整備する必要がある。

第4段階：

この段階は現実に入学した学生への対処が主である。もっとも、例えば発達障害等でよくあるように、入学後に新たに障害が判明するケースも少なくない。また、疾病・事故等で新たに障害が発生することもある。そのため、大学が障害学生を把握する過程について、以下のいくつかのパターンに整理できるだろう。

- ①受験前に相談があった新入生（第1～第3段階を経由）。
- ②入試直後に、別室受験等の関係で連絡を受けた新入生、あるいは入学直後に自ら申し出た新入生（第3段階を経由）。
- ③入学後に、授業についていけない等の理由で、本人が学部の教務担当職員、あるいは障害学生支援担当の部局に直接相談に来る。あるいは本人からの相談がないが、周囲の教員等からの情報で存在が浮かび上がった学生（第1～第3段階を経ない）。
- ④入学後の事故・疾病で新たに障害が生じる。

高等教育機関としては、このすべてのパターンに配慮したシステム構築が必要である。こうした修学支援の実施においてとくに重要なのは“大学・短期大学としての政策決定”と、“大学・短期大学における障害学生支援コーディネーター職”の確立、そして職員に対するSD（スタッフ・ディベロップメント）である。ここではとくにコーディネートのシステムについて触れたい。

宮城教育大学などの調査によれば、スウェーデン等では、1993年からすべての大学に障害学生のためのコーディネーターが配置されるなど、法的整備や財政的保証も進んでいる。このように障害学生支援コーディネーターを、大学・短期大学全体の障害学生受け入れの要（かなめ）の役割として確立するとともに、必要な知識・スキルの習得を目指したカリキュラム・教本の作成が望ましい。その上で、要望があり次第、高等教育機関の連携がとれるような地域ネットワークの形成が期待される。

当然、こうした措置は負担が生じる。宮城教育大学が今回行なった先進諸国の現状調査においては、例えば、スウェーデンでは、国家が障害学生支援に対して明確な責任をもち、障害者のみならず国民すべてが高等教育を受ける権利を有するという観点から、授業料免除や国立大学における障害学生支援コーディネーターの配置を実施していると報告されている。日本においても、同様の法的整備や財政的保障が不可欠であるといえるだろう。

第5段階：

この段階は、「障害学生の進学支援」とは直接結びつかないかのように見えるかもしれない。しかし、高等学校・特別支援学校からのアンケートに「大学は障害のある学生の就職活動に支援しているのか？」という質問があるように、障害学生が何のために高等教育機関に進学するのかを考えれば、当然のことながら、第1段階から「卒業後のキャリア・パスも考えに入れた上での情報公開」が必要となってくるだろう。

一方で、現在のキャリアセンター等に障害知識をもつ職員は少なく、基本的に一般学生と同じ支援になることが多い。この現状を改善する対策として、以下の項目があげられる。

- ①就職課・キャリアセンター等と障害学生支援室等との連携強化が必須である。
- ②もっとも、障害のある学生の就職支援について、一つの大学内で対応することはきわめて困難である。そのため、学生支援室等は特に地域の学外諸機関（ハローワーク、各種企業等）とのネットワークを構築する必要がある。
- ③同時に、障害者雇用に関心をもつ企業との連携も推進しなければいけない。特に、企業に向けた発信が必要である。
- ④また、発達障害学生には特別のインターンシップ等の整備が必要かもしれない。就職に向けたマニュアル等の作成等も望ましい。
- ⑤さらに、障害のある学生が大学を卒業した後に、地域の様々な機関のサービスを使うための知識やスキルを教える必要もある。

第6段階：

この段階に関連して、整備されている大学はほとんどないだろう。しかし、第5段階での諸提案のように、企業あるいは地域の様々な機関との連携を強化する中で、卒業生のフォロー・支援の新しい在り方を模索していく道が開かれるかもしれない。

アメリカでの高大連携についての報告では、「大学進学を考える時点から、大学を卒業して仕事が決まるまでの間に必要な支援をどれほど行なうことができるのか」という問題設定で取り組んでいることを報告し、認識の転換を迫られていることを指摘しているが、日本においてもそうした意識の変化が必要とされるのではなかろうか。

3-2. 高校・大学間の情報共有（発達障害）

（1）はじめに

本節では、発達障害のある高校生の大学進学における問題を解消するために、本事業の調査結果に基づき、2つの観点からの考察を試みる。まず、発達障害のある高校生の大学進学上の不安を解消するためにどうすればよいかについて論じる。次に、高校・大学間において発達障害のある生徒の進学のためにどのように情報共有のための連携を取っていけばよいかについて論じる。これらの点を踏まえて、本事業における調査研究を担当した富山大学が作成した「発達障害のある高校生のための大学進学ガイド」を提示する。最後に、発達障害のある高校生の大学進学促進における今後の課題について述べる。

（2）発達障害のある高校生の大学進学上の不安を解消するために

発達障害のある高校生の大学進学上の不安を軽減するためには、大学生活のイメージを具体的に示すことが重要である。まず、大学での修学スタイルが高校までとどのように違うのかについて情報を提供する必要がある。大学では高校までの学習と異なり、学部・学科毎に定められたルールに沿って、教養科目と専門科目や必修科目と選択科目を組み合わせ、どのような科目を履修するかを自己決定して期毎に時間割を作成し、履修を積み重ねて、その延長線上にある卒業研究テーマを自ら見出していかなければならない。履修上のルールは履修ガイドとして入学直後のオリエンテーションで示されるが、多くの場合複雑であり、科目毎の難易度や関連性など、明記されていない情報も多い。加えて、大学生活では卒業後の進路のために自主的にアルバイト、短期留学、企業へのインターンシップ等の課外活動が行なわれているが、どのような経験を積む必要があるかは個々の学生の事情によって異なるため、これらの情報を高校生への進路指導に十分に反映させることができるように、高校教員が気軽に大学に問い合わせできる窓口が必要である。入学試験前にオープンキャンパス等で直接大学教員と接する機会を利用して、希望する学部で何を学ぶことができるかを知ってもらう必要もある。

本事業における調査研究では、本人と保護者との間でどの大学、どの学部に進むかについての見解が異なることもあることが明らかになった。また、高校教員も本人の適性を考慮した進路指導に苦慮している現状もある。これらの問題に、進学希望先の大学も共同して取り組むことができれば、本人と保護者、高校教員の不安や負担は大きく低減できるのではないだろうか。また、発達障害のある高校生が大学に進学することの意義として、自身の知的好奇心を満たす場を提供することが、彼／彼女らの強みを活かすことにつながることで、そして大学がその環境づくりを行なう役割を積極的に担っていくことを、本人・保護者、高校教員に伝えていく必要がある。

次に、大学が、発達障害のある学生が大学生活において困ったときに訪れることができる相談窓口と全学的な連携体制の両方を公表することが必要である。本事業の一環として行なった、高校教職員を対象としたアンケート調査でも、大学の支援窓口と大学での支援体制・内容についての大学からの情報提供のニーズが高いことが明らかとなっている。富山大学の場合は、アクセシビリティ・コミュニケーション支援室トータルコミュニケーション支援部門（以下、トータルコミュニケーション支援室）が総合的な相談窓口を担っており、学外に広く発信している。さらに、発達障害学生への修学サポートを行なうための

学部の助言教員や学部教務・教養（共通）教育窓口との連携、メンタルサポートを行なうための保健管理センターとの連携、キャリアサポートを行なうためのキャリアサポートセンターや地域就労支援機関との連携、それぞれについて容易にイメージできる発達障害学生支援体制を明示化している。これらの情報提供により、発達障害のある高校生や保護者、高校教員が、困りごとに応じて本人がどの窓口相談にいかばよいかを理解することができ、不安の軽減につながると考えられる。

また、遠方の大学の受験を検討している高校生や保護者にとって、一人暮らしのサポートが行なわれるかどうかは重要な関心事である。大学生協等のアパートの斡旋を担当する部署との連携を取り、本人の条件に沿った物件がスムーズに探せるようなコーディネーションが必要になってくるかもしれない。具体的には、アパート周辺のスーパーや銀行などの生活情報についてアドバイスすることや、服薬治療を受けている学生には、現地で受診できる病院の紹介が必要になることも。さらに、食事、洗濯、掃除、戸口勧誘への対応などの生活面で戸惑う学生は決して少なくない。これらの情報についても、大学が入学直前後に相談を受け付け、十分な情報を提供できる支援体制を整え、学外に発信していくことが求められる。

最後に上記で述べてきたような情報を、発達障害のある学生本人に伝える際に注意すべき点がある。発達障害（特に自閉症スペクトラム障害、以下 ASD）のある学生は、一般に情報を“文字通りに”解釈する傾向があり、文章の論理性に対して敏感である。この特性を理解せずに情報提供を行なうと、内容が理解されないばかりか、時にはかえって大学生活についての不安を高めてしまう可能性さえある。一例を挙げれば、「大学生活では自分で学ぶことを自分で決めるという自主性が求められる」という、通常では当たり前とみなされる既述が、「どんな場合でも自主性をもたなければ、大学生になる資格はない」というように極端に字義通りに受け止められてしまうことがある。したがって、「実際の大学生活においては、状況に応じて教員等から具体的な指示がなされるし、分からない場合には相談等の支援を受けることもできる」ということが同時に伝えられなければならない。富山大学では、このような発達障害の認知特性を十分に考慮に入れて、後述するような Q&A 形式の大学進学ガイドを作成している。

（3）高校・大学間における情報共有

本事業における調査研究では、進学を希望する大学に発達障害のある学生への支援体制が整っていないければ、本人・保護者や高校教員側から当該大学に事前に相談するメリットがないことが明らかになった。事前に相談する直接的なきっかけとなり得る大学入試においても、現状は発達障害、特に ASD や ADHD（注意欠如・多動性障害）を起因とした特別措置のニーズは面接試験の場面に留まっている。また、高校教員には入試に関する配慮は当たり前に行なわれるとの認識があるが、入試に関する配慮を提供することだけで、発達障害のある生徒が希望する大学への進学を、高校教員が迷いなく後押しすることはできない。むしろ、進学した大学において、修学や就職活動についての支援を受けられるかどうか、加えて、対人関係がうまくいかない等の理由により引き起こされる心理的問題にカウンセリング等の支援を受けられるかが、進路指導上重要な判断基準となる。

従って、今後大学には、発達障害のある学生の支援体制の強化に努めるとともに、日頃

からその支援体制と具体的な支援内容について、ホームページや大学案内冊子等の媒体を活用して、積極的に学外に発信していく姿勢が求められるだろう。富山大学では、平成 20 年度より発達障害学生支援に関するホームページを開設するとともに、学外に開かれたフォーラムを積極的に開催し、発達障害学生支援体制についてのアピールを定期的に行なっている。加えて、平成 22 年度からは、高校教職員との懇談会やオープンキャンパスでの相談ブース開設を行ない、積極的に入試前の修学相談に対応している。

また、本事業に伴うアンケート調査の前に高校教員向けに大学での支援の具体的な取組を発信することで、「大学での支援事例を参考に高校でも取り入れたい」との連携ニーズ発掘にもつながった。このことは、高校と大学の修学スタイルの違いのみに着目するのではなく、高校と大学とで共通する修学・就労移行支援のノウハウを、受入数の多い近隣高校と共同で探ることも、円滑な情報共有に先立つ高校・大学間の連携体制強化につながることを示唆していると思われる。具体的には、発達障害児が高校進学時に直面する授業科目の細分化への対応、焦点を絞ったテスト勉強の仕方や計画的な学習を行なうこと、修学する上で溜まったストレスを発散させるための自主的な気分転換などは、大学でも同様に支援が必要であることから、これらの課題について高校と大学とで支援ノウハウを共有することは有効だと考えられる。

また、高校での進路指導担当教員は、本人の希望や興味を尊重しながらも、適性を探りながら大学や学部選択のアドバイスを行なっている。大学における支援スタッフは、高校教員の進路指導についてのアドバイスや、場合によっては生徒や高校教員が学部教員に直接問い合わせできるようなコーディネートを求められることがあるだろう。これらのニーズに対応することで、高校・大学間の円滑な情報共有が促進される可能性がある。発達障害の診断があり、それに基づいてこれまで支援を受けてきた生徒の場合は、これまで高校で受けてきた支援を継続するための情報受入窓口が大学に整備されている必要がある。高校側に個別の指導計画等の支援情報があれば、本人や保護者の同意の下で直接高校教員から大学が提供を受けることで、大学の修学システムに合わせて支援の継続を図ることができる。このことが保障されれば、本人は安心して当該大学に進学できるのではないと思われる。

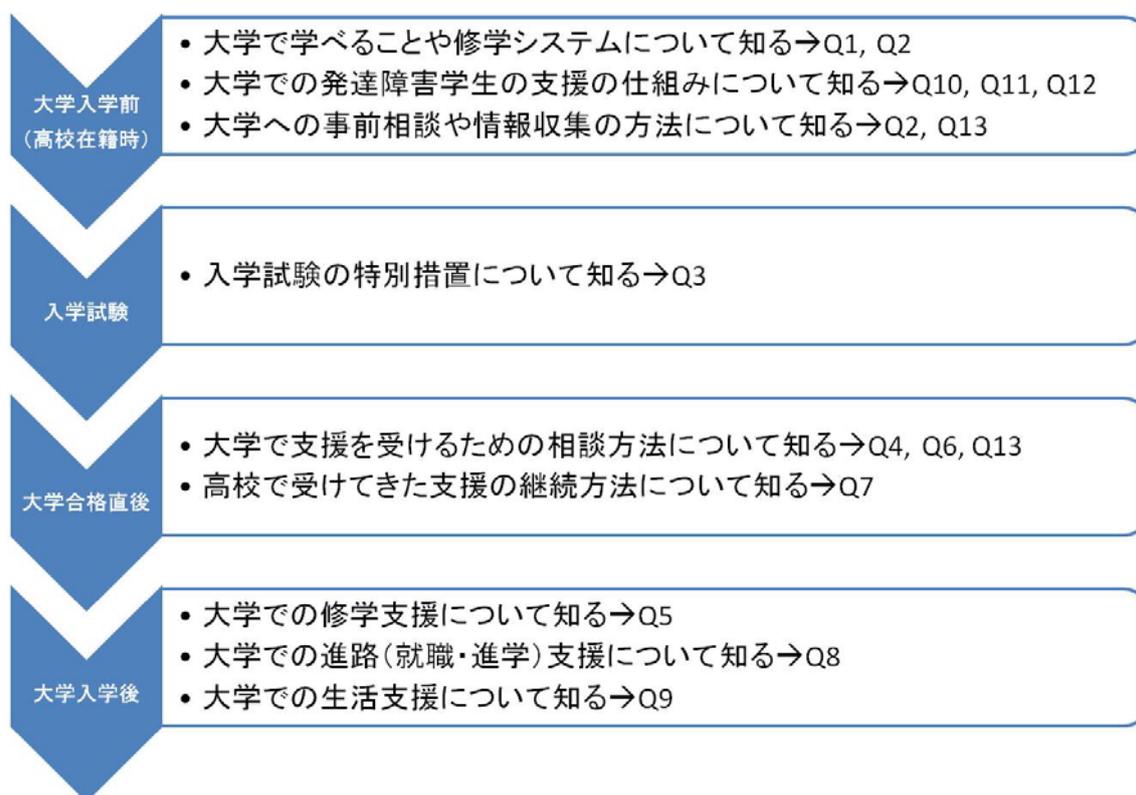
一方で、本事業における調査研究では、高校がある生徒を対象として体制を組んで特別支援教育を行なっているにも関わらず、そのことを本人や保護者に知らせていない場合があり、その際は高校から大学に当該生徒の支援について申し送りをする事ができず、本人が進学後自ら大学の支援窓口に出向くことも期待できないため、支援が継続されないという悩みを担当教員が抱えていることが明らかになった。その場合は、個人が特定されない形で高校から情報提供を大学が受けることで、大学から高校教員へのコンサルテーションができるかもしれない。大学で発達障害学生に対する連携体制が整っていれば、修学(教務)、メンタルヘルス、キャリアについてのどの相談窓口からでも、発達障害専門支援部署につながる事ができる。そうなれば、当該生徒や保護者に対して「履修について分からなければまず学部の教務窓口へ」といった、困りごとに対する一般的な相談窓口を高校教員から提示してもらうことが有効となる。なお、富山大学の発達障害専門支援部署であるトータルコミュニケーション支援室では、発達障害の有無に関わらず、対人関係やコミュ

ニケーション上の困りごとに対する相談窓口として機能しているので、高校教員としても、当該生徒や保護者に入学後の当該支援室への相談を勧めやすいのではないかとと思われる。このことから、発達障害学生支援の担当部署は、発達障害学生支援を業務の中核に置きつつも、それに特化しないための仕組みを備えることを検討してもよいかもしれない。

(4) 発達障害のある高校生のための大学進学ガイド（富山大学版）

富山大学では、本事業における調査研究で得られた知見に基づき、富山大学への進学を希望する発達障害のある高校生のための大学進学ガイドを作成した。その内容を以下に提示する。本ガイドでは、Q&A方式を採用して高校生が抱く大学進学時の疑問点に答えられるような工夫を行なった。尚、発達障害者は一般的に認知様式の偏りの傾向があると言われているが、同時処理タイプないし継次処理タイプのどちらの発達障害高校生にも本ガイドの内容が分かりやすく伝わることを狙いとして、大学入学前から入学後に至る時系列で質問内容を分類した見取り図を作成した。

図 1. 大学進学ガイドの Q&A 見取り図



Q-01. 高校と大学とで学ぶ環境はどのように違うのですか？

A-01. 大学では自分で履修計画を立てて受講科目を選択しなければなりません。受講科目には、大きく分けて専門科目と教養科目があり、それぞれに必修科目と選択科目があります。これらをどのように組み合わせる履修していくかについては、学部や学科毎に細かな取り決めがありますので、入学直後に配布される履修ガイドを参照しながら、必要に応じて教職員と相談して履修計画を決定することになります。履修計画は通常 4 月と 10 月に立てて登録することになります。また、高校までにあっ

たクラスやホームルームはなく、講義毎に違う教室に移動する必要があります。掲示板などに記載されている受講上必要な情報(例えば教室変更や期末試験やレポート提出期限の日時など)を自分で確認することも必要です。専門分野を深く学ぶために研究室やゼミを決めるときにも、指導を希望する教員と相談して決めなくてはなりません。つまり、自分の学びたいことを、自分で情報を得て、自分で決めるという自主性が、大学で学ぶ環境はより強く求められます。

Q-02. 大学進学のために高校の時点で準備しなくてはならないことは何ですか？

A-02. 大学でどのようなことを学びたいか、学んだことを将来どのように活かしていけばよいかについて、ご家族や進路指導の先生とよく話し合ってください。大学で学びたいことが何なのかを具体的に知るには、毎年夏頃に行なわれているオープンキャンパスに参加するといいいでしょう。知りたいことがよく分からない場合は、トータルコミュニケーション支援室に直接問い合わせることもできます。保護者の方や進路指導の先生からの問い合わせも受け付けています。

Q-03. 入学試験の特別措置にはどのようなものがありますか？

A-03. 大学入試センターで定められている特別措置の内容に準じた対応を行いません。障害の状況に応じて、試験時間の延長(1.3倍)、チェック解答、拡大文字問題冊子の配付、別室の設定、1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験・試験室入口までの付添者の同伴、試験場への乗用車で入構、トイレに近い試験室で受験、座席を試験室の出入口に近いところに指定などを受けることができます。詳しくは、大学入試センターが発行している「受験案内別冊」を確認していただくか、富山大学の学務部入試グループまで問い合わせしてください。

Q-04. 富山大学に合格しました。入学後の修学上の相談をしたい場合、いつ大学に問い合わせればよいのですか？また、どこに連絡すればいいのですか？

A-04. 合格された後にできるだけ早くトータルコミュニケーション支援室に電話かメールにて連絡してください。保護者の方や高校の進路指導の先生からの連絡も受け付けます。連絡を受け付けてから日程調整を行ない、支援室に直接来ていただいて、専門の支援スタッフがどのようなサポートが必要かについてお伺いします。保護者の方に同伴いただけると、より詳細な支援情報が得られますので、サポートがスムーズになります。その後、学部の教職員やその他の学生支援スタッフと連携し、入学後に適切な支援が受けられるためのお手伝いをしていきます。

Q-05. 富山大学での発達障害のある学生の修学サポートの特徴はなんですか？また具体的にどのようなサポートが受けられますか？

A-05. 発達障害のある大学生の専門支援部署であるトータルコミュニケーション支援室を設置し、一人ひとりの特性や困りごとに応じた手作りの支援を行なっています。さらに、関係する教職員と連携したサポートを行ない、本来の能力を発揮して修学が

できるような環境づくりを進めていきます。これまでのサポートの例としては、履修スケジュール管理、受講時の配慮（期末試験の別室受験など）、レポート提出・実習・実験・卒業研究がスムーズに進むためのアドバイスがあります。並行して、自分自身のことをより深く理解したり、将来の可能性を考えたりするためのサポートも行なっています。また、五福キャンパスでは、対人関係やコミュニケーションを苦手とする学生同士の話し合いの場を提供しています。

Q-06. 修学サポートを受けるために診断書や障害者手帳の提示は必要ですか？

A-06. 診断書や障害者手帳の提示がなくても修学サポートを受けることができます。その場合は、専門の支援スタッフが、これまでの成育歴や修学状況について聞き取りを行いません。もし診断を受けている場合は、診断書を見せていただくと、より適切なサポートを受けられる可能性があります。ただし、入学試験の際に特別措置を申請するときには所定の書式の診断書が必要ですので、ご注意ください。

Q-07. 発達障害の診断を受けており、高校まで支援を受けてきました。これまでに受けてきた支援を大学でも継続して行なってもらえますか？

A-07. トータルコミュニケーション支援室では、大学での修学環境に合わせて、あなたがこれまで受けてきた有効な支援が適切な形で継続されるよう努めます。個別の指導計画に基づいた支援が高校でされていれば、それを参考にして大学での支援を行なうことができます。既に発達障害の診断があり、高校において支援を受けてきた場合には、大学に相談する前に、高校の担任教員に相談して、高校から大学（トータルコミュニケーション支援室）に問い合わせをした方がよいか確認してください。高校教員から大学に相談や支援情報の提供をするためには、あなたや保護者の方の同意が必要になります。

Q-08. 大学卒業後の進路（就職や進学）についての相談もできるのですか？

A-08. トータルコミュニケーション支援室では、ハローワークや障害者職業センターなどの地域就労支援機関と連携して発達障害のある方の就職活動支援をしています。学内にあるキャリアサポートセンターと連携して、インターンシップ（企業等の事業所への短期就業体験）のサポートも行なっています。大学卒業後もより深く専門分野を学びたい方のために、大学院進学の相談も行なっています。

Q-09. 遠方に住んでいますが、富山大学への受験を考えています。一人暮らしができるかどうか心配なのですが…。

A-09. トータルコミュニケーション支援室では、一人暮らしをする上で必要なこと、例えばアパート探しや最寄りのスーパー、薬局、病院等の情報、自炊や掃除等についての相談を受け付けています。

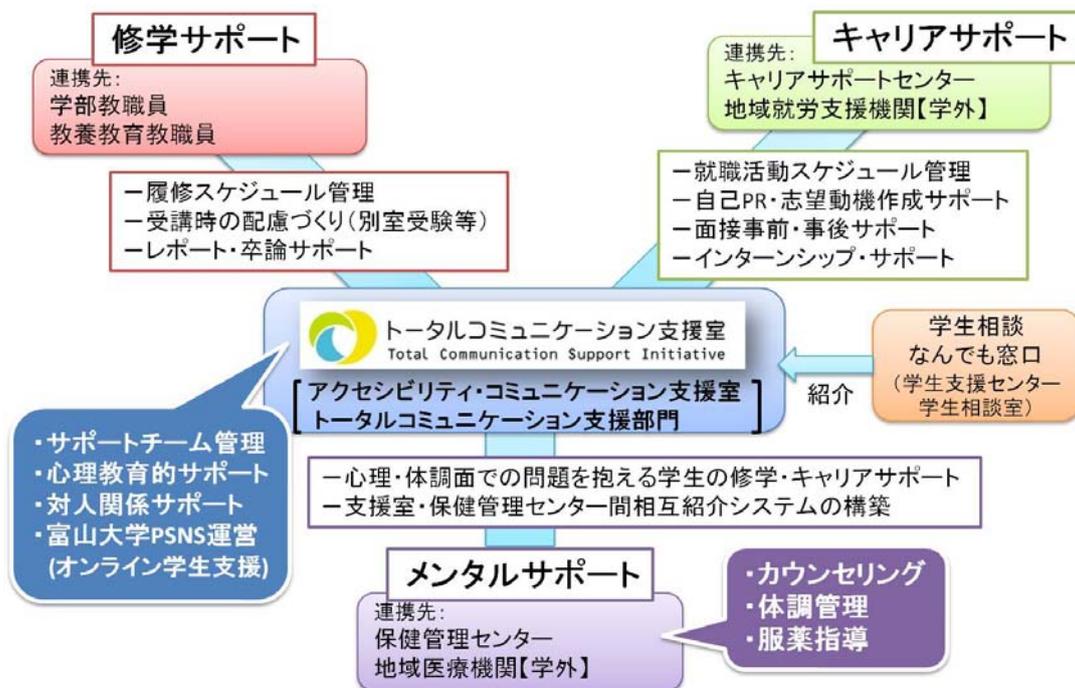
Q-10. 富山大学における発達障害のある学生支援の方針について教えてください。

A-10. 3つの方針があります。1つ目は、発達障害の診断のあるなしに関わらず、対人関係やコミュニケーション関わる困りごと全てを支援の出発点としています。2つ目は、学生をサポートしようとしている教職員やご家族へのサポートを行なっています。最後に、富山大学に在学している学生だけではなく、富山大学へ進学を希望する高校生や、大学卒業後の進路サポートを含む継ぎ目のない支援を行なっています。

Q-11. 富山大学での発達障害のある学生支援の体制について教えてください。

A-11. 学生支援センター トータルコミュニケーション支援室を中心に、学部教職員と連携した修学サポート、キャリアサポートセンターや学外地域就労支援機関と連携したキャリアサポート、保健管理センターや学外地域医療機関と連携したメンタルサポートを包括的に行なっています。

図 2. 富山大学における発達障害学生支援体制



Q-12. トータルコミュニケーション支援室のこれまでの支援実績を教えてください。

A-12. これまで 50 名を超える発達障害のある、ないしはその傾向のある学生の支援を行なっています。また、日本学生支援機構による障害学生修学支援ネットワーク事業に拠点校として参加し、他大学の教職員による相談も受け付けています。

Q-13. 富山大学における問い合わせ先はどこですか？

A-13. まずは、以下の連絡先に電話かメールにてお問い合わせください。

富山大学 学生支援センター トータルコミュニケーション支援室

(正式名称：アクセシビリティ・コミュニケーション支援室トータルコミュニケーション支援部門)

(5) まとめと今後の課題

本節では、進学上の不安の解消および高校と大学間の情報共有について、本事業における調査研究を基にした考察を行なった。発達障害高校生の進学上の不安を解消し、継ぎ目のない支援のための円滑な高校・大学間の情報共有のためには、大学が自ら発達障害学生のための支援体制を構築し、学外からの相談窓口を明確にした上で、積極的に学外に公表することが求められる。これらの情報をコンパクトにまとめた「発達障害のある高校生のための大学進学ガイド」を作成し、大学のホームページ上に掲げるとともに、進学率の高い近隣の高校に周知することが有効であろう。

今後の課題としては、入学前の事前相談を伴う高大連携の動きを全国的に拡大していくための方策について、詳細に検討する必要がある。高大連携の目的は、あくまで受験者が、安心して興味・関心、適性、地域・経済的な制約等を考慮して導かれた志望大学に進学することを促進することである。そのためには、発達障害のある生徒の進路指導担当教員が、当該生徒が希望する大学に個別に相談するだけでなく、その高校と密接な関わりを持つ大学が相談の最初の窓口となり、進路希望先の大学担当者と連携して共同で対応していくといった大学間連携と、それを支えるネットワーク体制の在り方をも検討する必要がある。

また、本事業における調査研究では、主に ASD と ADHD のある生徒・学生を対象とした調査に留まり、LD（学習障害）のある高校生・大学生の高大連携の在り方を具体的に検討することはできなかった。LD のある高校生は、平成 22 年度より大学入試センターの特別措置に発達障害の種別が正式に加わったことで、大学進学ニーズが急速に高まることが予想される。LD のある大学生の支援体制をどのように整備していくかも含めて、高校からの継ぎ目のない支援の在り方について今後検討をしていく必要があるだろう。